

平成 24 年 1 月 16 日

## 普通預金等未記帳取引の「まとめ記帳」の実施について

このたび当社では、通帳に記帳されていないお取引の件数が多数ある預金口座につきましては、下記のとおり、個々のお取引について、お取引の合計金額のみを一括で記帳（以下、「まとめ記帳」といいます。）させていただくことといたしました。

まことに恐縮ではございますが、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(1) 対象となる預金

普通預金（総合口座を含みます。）、貯蓄預金、納税準備預金およびカードローン（通帳を発行していない口座は除きます。）

(2) 対象となる条件

「まとめ記帳基準日（注1）」時点における未記帳取引件数が200件以上で、60日間記帳がない場合。

(3) まとめ記帳の方法

「まとめ記帳実施日（注2）」に、「まとめ記帳基準日」時点における未記帳取引について、ご入金・お支払それぞれの金額を合計し、各1件に集約して記帳いたします。

\* 「まとめ記帳基準日」以降のお取引については、これまで同様に、お取引1件ごとに記帳いたします。

(4) まとめ記帳されたお取引の明細をご希望の場合

預金通帳等を窓口にご提示のうえ明細表の作成をお申込みください。（手数料無料）

(5) 実施時期

平成24年2月下旬以降、順次実施いたします。

注1 「まとめ記帳基準日」・・・毎月月末

注2 「まとめ記帳実施日」・・・「まとめ記帳基準日」の翌月月末営業日の前営業日

偽造・盗難キャッシュカードによる不正払戻犯罪が発生しております。不審な取引の早期発見のためにも、定期的な通帳記帳をお願い申し上げます。

なお、上記についてご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。